

松戸市子どもの学習支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、子どもの学習支援事業（以下「本事業」という。）について、適正かつ円滑に事業を行うため、必要な事項を下記に定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもに対して、学習支援や居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣・社会性・自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、松戸市とし、実施主体である松戸市が、適切に運営を確保できると判断した場合に限り、本事業を法人等に委託することができる。

なお、法人等に委託し実施する場合、実施日時やその他の必要事項について、松戸市と事業者との間で協議して定めるものとする。

（実施場所）

第4条 本事業の実施場所は、第2条の目的を達成するために最適な場所とする。

（対象者）

第5条 本事業の対象者は、松戸市内に在住している世帯のうち、申込時点において、次の各号のいずれかに該当する世帯の子ども（小学生（5・6年生）、中学生、高校生（概ね18歳以下で高等学校等への進学を目指すものを含む。））とする。

- （1）生活保護を受給している世帯
- （2）児童扶養手当を受給している世帯
- （3）就学援助等を受給している世帯
- （4）前号に準ずる収入の世帯
- （5）収入の現況や世帯状況等を勘案し、市長が必要と認める世帯

（選定手続き）

第6条 松戸市は、前条に該当する者について、次の手続きにより利用者を選定するものとする。

（1）利用申込

ア 新規（前年度に本事業を利用していない者）

本事業の利用を新規に希望する者のうち、前条第1項第1号の世帯は生活保護担当ケースワーカーに、前条第1項第2号の世帯は子ども未来応援課に、それ以外の世帯は松

戸市自立相談支援センターに、「子どもの学習支援事業利用申込書兼同意書」(様式1)(以下「申込書」という。)を提出するものとする。

イ 継続(前年度に本事業を利用している者)

前年度から継続して本事業の利用を希望する者は、各実施会場に申込書を提出するものとする。

(2) 添付書類

本事業の利用を希望する者は、前号の利用申込時に次のいずれかの書類(申請時点で発行済みもしくは発行可能な最新のものを)を添付するものとする。

ア 前条第1項第1号の世帯：生活保護受給証明書

イ 前条第1項第2号の世帯：児童扶養手当証書

ウ 前条第1項第3号の世帯：就学援助認定通知書等

エ 前条第1項第4号の世帯：世帯員全員(中学生以下は除く)の住民税証明書等

オ 前条第1項第5号の世帯：「子どもの学習支援事業利用申込に係る申立書」(様式2)

(3) 三者面談

各実施会場は、新規利用者に対して利用開始前に、継続利用者に対して松戸市が指定する期日までに、児童生徒・保護者・事業者の三者による面談を行うものとする。その中で、学習到達状況や生活状況等の把握に努めるとともに、本事業の目的や事業内容、利用ルール等について児童生徒及び保護者に十分説明する。それを受け、児童生徒及び保護者は「確認事項に関する同意書」(様式3)を実施会場に提出する。

(4) 体験利用

本事業の利用を新規に希望する者は、初回利用から2週間以内を体験利用期間とし、体験利用後も引き続き利用するか否かについて「利用意志確認書」(様式4)を記入し、速やかに各実施会場に提出するものとする。なお、体験利用期間終了後1か月を経過しても、各実施会場において利用意志が確認できない場合、利用意志がないものとする。

各実施会場の事業受託者は利用意志確認書を1か月区切りで取りまとめて「利用意志確認報告書」(様式5)を作成し、翌月10日までに松戸市へ提出するものとする。

(5) 利用決定

松戸市は提出された申込書・添付書類により前条第1項の対象者に該当することを確認し、かつ利用意思確認報告書により利用希望者の継続利用の意思が確認できた場合、本事業の利用を認める。書面による通知を希望する者に対しては「子どもの学習支援事業支援提供通知書」(様式6)により利用者へ通知する。

第5条の対象者に該当すると認められない場合、「子どもの学習支援事業支援不提供通知書」(様式7に)により本事業の利用が認められない旨を対象者に通知するものとする。

(利用辞退)

第7条 利用者が本事業の利用を辞退する場合、原則として、利用者は、「子どもの学習支援事業利用辞退届」(様式8)を松戸市(事業者を含む)へ提出する。

(利用取消)

第8条 松戸市は、利用者の欠席が3か月を越えた場合、または利用者が本事業の目的を著しく阻害する行動をとるなど、事業の適正な実施に支障が生じると判断した場合は、当該利用者の利用承認の決定を取消することができる。この場合において、「子どもの学習支援事業支援提供中止通知書」(様式9)をもって、利用者に通知するものとする。

(事業内容)

第9条 本事業は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 学習支援

学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を行う。

(2) 居場所の提供

子どもが安心して通える場所を提供し、日常生活習慣や社会性を育むための相談支援等を行う。

なお、これについては学習支援と併行して行う場合は学習支援員が、居場所専用の時間帯を設置する場合は居場所支援員が行う。

(3) 心理カウンセリング

本事業の利用者及びその保護者の抱える何らかの不安やストレスに対して、必要に応じて心理カウンセラーによる相談を行う。

(事業の実施体制)

第10条 松戸市は、本事業を法人等に委託する場合は、事業者に対し、本事業の主旨を十分に説明し理解を得た上で、次のとおり従事者を配置するよう通知するものとする。なお、各職種はそれぞれ別の人員を配置することを原則とする。ただし、松戸市と協議を行い、適切な準備時間の確保やバックアップ体制等により、各業務に支障をきたさないと認められる場合には兼任可能とする。

(1) 管理責任者(事業全体)

従事者の指導・調整、会場運営に係る管理、緊急時の対応等、事業全体を統括・管理する。

(2) コーディネーター(事業全体)

従事者の募集・選定・配置調整、利用希望者の面談、利用者に関する関係機関等との調整、事業者間の連絡会議への参加等を行う。

(3) 学習支援員

学習支援の提供、支援の準備、支援内容の記録・分析・検討等を行う。

(4) 居場所支援員

居場所において利用者に寄り添い、日常生活習慣や社会性を育むための相談支援等を行う。なお、居場所専用の時間帯を設置する場合のみ配置する。

(5) 心理カウンセラー

利用者及びその保護者の抱える不安やストレスに対して心理カウンセリングを行う。ま

た、注意を要する子どもへの接し方などスタッフへ助言を行う。

（事業の利用料）

第11条 本事業の利用料は、無料とする。

（学習支援員等の選任及び登録・管理）

第12条 事業者は、本要領及び仕様書に基づき、適正な者を学習支援員等に選任し、登録・管理を行うものとする。

（事業実績報告）

第13条 事業者は、松戸市に対し、翌月10日までに「子どもの学習支援事業実績報告書」（様式10）にて学習支援状況等を報告するものとする。

（関係機関との連絡・調整）

第14条 松戸市は、必要に応じて、松戸市・事業者・松戸市自立相談支援センター等による「子どもの学習支援事業連絡会議」を開催し、相互の情報共有に努めるものとする。

2 松戸市は、報告書又は連絡会議で得た情報について、関係機関（学校等）あてに情報提供を行うなどして連携を密にするよう努めるものとする。

（緊急時等の対応）

第15条 事業者は、事業実施中に何らかの緊急事態が発生した場合は、必要な措置（通報等）を行い、速やかに松戸市に報告するものとする。

（個人情報保護）

第16条 事業者は、本事業を遂行する上で知り得た情報については、「松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定を遵守し、個人情報保護の周知徹底及び漏洩防止の対策を十分に講じなければならない。

2 事業者は、利用者の個人情報を電子データにて管理することは原則行わないものとする。ただし、本事業を遂行する上で必要があると認められる場合には、管理するデータ内容及び保管方法等を明確にし、松戸市と協議の上、承認を得るものとする。

3 前2項に規定する個人情報の取扱いについては、本事業終了後も同様とし、個人情報の漏洩による責任についても同様とする。

（その他の事項）

第17条 この要領に定めのない事項については、松戸市と事業者にて協議して定めるものとし、この要領の内容に疑義が生じた場合も同様とする。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日等）

１ この要領は、令和元年６月２８日から施行する。

２ この要領による改正後の第６条の規定は平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。